

虐待防止マニュアル

こどもデイサービスらびい

令和7年3月10日更新

こどもデイサービス らびいでは、虐待防止のために以下の取り組みを行う。

1. 虐待防止対策の内容を運営規定に定め、従業員全体で周知する。
2. 虐待防止対策の内容を重要事項説明書・利用契約書に明記する。
3. 虐待防止のための行動指針を規定し、従業員全体で周知・実践する。
4. 虐待防止のための事業所内研修の実施、外部研修に積極的に参加する。
5. 事業所内に虐待防止委員会を設置し、その役割を担う。

<虐待防止のための行動指針>

1. **従業員が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や保護者の態度等の観察や情報収集を行い、虐待の早期発見に努める。**
 - ① 来所時の体温チェック時、オムツ交換時、着替え時などに、注意して観察する。
 - ② 送迎時に保護者と連絡し合う際に、注意して観察する。
 - ③ 保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通報義務に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所等へ速やかに通告する。
 - ④ 保護者による虐待を疑った場合は、相談支援事業所や市区町村福祉課等と状況を共有するよう努める。
2. **従業員からの虐待は、密室化した場所で起こりやすいため、互いの目が届く範囲で支援を実施できるように整える。**
 - ① 利用契約書に明記されている（第3条6）内容を遵守する。
『事業者は、デイサービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、やむを得ず行動制限を行なった場合には、その際の利用者の心身の状態並びに行動制限を行なう理由、方法や時間を記録します。』
 - ② 送迎は、ドライバーと添乗者が必ず乗車する。
 - ③ 放課後等デイサービスに当たっては、女児のオムツ交換・排泄介助は極力女性従業員が実施、男児の場合は極力男性従業員が実施できるように配慮する。
 - ④ 従業員から虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合も含む）は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、必ず支給決定をした市区町村の窓口に通報する。

3. 日頃、注意する業務

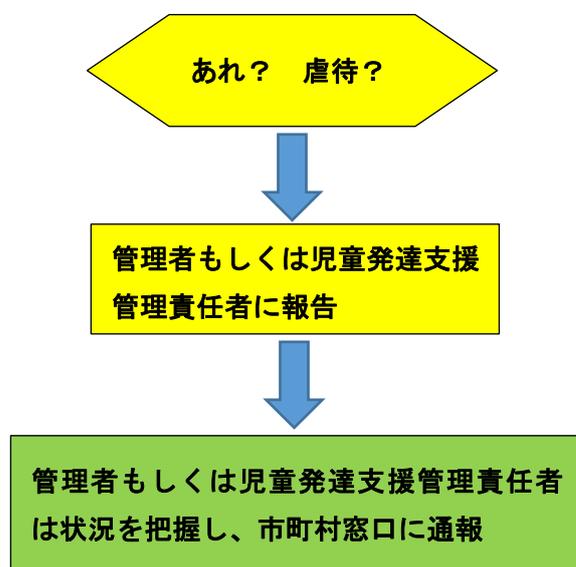
- ① 吸引時の体の固定：安全に吸引するためには上肢を動かないように固定が必要であるが、恐怖感を与えないように声かけなどの配慮をする。
- ② 装具の装着：きつすぎ、ゆるすぎ、位置のズレ、などに注意して装着する。必要に応じて看護師がダブルチェックを行う。

4. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは発見した場合の対応

障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村窓口に通報する。

5. 虐待事案もしくは疑い事案の受け入れ要請があった場合

関係機関と連携して可能な限りの体制を整える。



<事業所内虐待防止委員会>

1. 委員会の役割

- ① 虐待防止マニュアルの見直し
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
- ③ 虐待発生時の検証と再発防止策の検討

2. 委員会開催

定期開催は1回/年、虐待防止チェックリスト評価実施後に行う

3. 委員会メンバー 令和7年度

委員長：有江典子（特定非営利活動法人どうぞ理事 らびい管理者・児童発達支援管理責任者）

委員：松田博雄（特定非営利活動法人どうぞ理事長）

梅田智恵子（らびい施設保育士）

並木真由美（らびい施設看護師）

吉竹和宏（らびい利用者の保護者）

<更新履歴>

更新日	内容
平成 27 年 11 月 1 日	作成
平成 28 年 5 月 1 日	更新
平成 31 年 1 月 4 日	更新
令和 2 年 1 月 31 日	更新
令和 3 年 4 月 6 日	更新
令和 6 年 3 月 8 日	更新
令和 7 年 3 月 10 日	更新